

議案第 5 9 号

上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則の制定について

上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 2 6 日 提出

上尾市教育委員会教育長 岡 野 栄 二

上尾市スポーツ推進審議会規則等の一部を改正する規則

(上尾市スポーツ推進審議会規則の一部改正)

第 1 条 上尾市スポーツ推進審議会規則 (昭和 5 1 年上尾市教育委員会規則第 8 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条中「教育総務部スポーツ振興センター」を「教育総務部スポーツ振興課」に改める。

(上尾市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第 2 条 上尾市教育委員会事務局組織規則 (平成 5 年上尾市教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「規定する課又はセンター」を「規定する課」に改め、「を除く」の次に「。以下この条において同じ」を加え、「課又はセンターごとに」を「課において」に改める。

第 2 条第 1 項中「又はセンター」を削り、同項の表を次のように改める。

部の名称	課の名称
教育総務部	総務課、生涯学習課、スポーツ振興課
学校教育部	学務課、指導課、学校保健課

第 2 条第 2 項中「又はセンター」を削り、同項教育総務部の部スポーツ振興センターの項を次のように改める。

スポーツ振興課

- (1) スポーツ・レクリエーション事業の企画及び運営に関すること。
- (2) スポーツ・レクリエーション施設 (都市計画公園内の施設を除く。) の整備及び管理に関すること。

- (3) 学校体育施設の開放に関すること。
- (4) スポーツ関係団体に関すること。
- (5) 市民体育館に関すること。
- (6) 平方スポーツ広場に関すること。
- (7) 平方野球場に関すること。
- (8) 平塚サッカー場に関すること。

第3条第1項の表スポーツ振興センターの項を削り、同条第2項の表課及びスポーツ振興センターの部中「及びスポーツ振興センター」を削り、同部主席主幹の項中「課又はスポーツ振興センター」を「課」に改め、「又はスポーツ振興センター次長」を削り、同部主幹の項中「課又はスポーツ振興センター」を「課」に改め、「又はスポーツ振興センター次長」を削り、同部副主席の項第1号中「又はスポーツ振興センター次長」を削り、同表備考1及び備考2中「又はスポーツ振興センター次長」を削る。

第6条中「(スポーツ振興センターにあつては、所長及び次長)」を削る。

(上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則の一部改正)

第3条 上尾市教育委員会の所管に属する機関の職制等に関する規則(平成13年上尾市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市民体育館の項を削る。

第3条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(教育総務部スポーツ振興センターに関する読替え)

2 この規則の施行の際教育総務部スポーツ振興センターに勤務している者は、別に辞令を発せられない限り、同一の職により、教育総務部スポーツ振興課に勤務を命ぜられたものとする。

## 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の4第2項の規定に基づく市長との協議を踏まえ、教育委員会事務局における組織を廃止し、及び新設するため、所要の改正を行うとともに、併せて規定の整理を行いたいので、この案を提出する。